

会 議 録

会 議 名	第 2 回 高齢者福祉事業検討協議会		
開 催 日 時	令和 6 年 8 月 9 日(金)	午前・ 午後 午前・ 午後	1 時 3 0 分から 3 時 2 0 分まで
開 催 会 場	本庄市役所 5 0 4 会議室		
出席者	熊澤委員・大塚委員・荒井委員・齊藤委員・宮里委員・柿沼委員・堀口委員・中山委員 事務局：山田福祉部長・内田課長・宮前補佐・覚方主査		
欠席者	松浦委員		
議 題	1 開会 2 議題 (1) 各事業の実施内容の見直し(案)について ① 1. 要介護高齢者介護手当支給事業～ 5. 緊急通報システム事業について ② 6. 徘徊高齢者探知事業～ 10. 高齢者生活支援短期入所事業について ③ 11. 要介護高齢者ふとん乾燥等事業～ 16. 外国人高齢者福祉手当支給事業について (2) 提案事業について 3 閉会		
配布資料	・次第 ・資料 1 各事業の実施内容の見直し(案) ・資料 2 緊急通報サービスのしくみ ・資料 3 徘徊高齢者等見守り事業 どこシル伝言板 ・参考 1 提案事業 ・参考 2 提案事業 ・参考 3 提案事業		
その他特記事項			
主管課	福祉部高齢者福祉課		

会 議 の 経 過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局 (宮前課長補佐)	皆様にはお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、第2回本庄市高齢者福祉事業検討協議会を始めさせていただきます。 申し遅れましたが、本日、司会進行を務めさせていただきます、高齢者福祉課の宮前と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 なお、本日は松浦常雄委員より、所用のため欠席と連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。 公正で、透明性の高い会議運営を図るため、本会議は公開でございます。本会議の開催について、市ホームページで公表し、傍聴人の定員については、定員数5名としてご案内したところ、傍聴希望者はありませんでした。なお、会議録作成のため、事務局にて本会議を録音させていただいております。あらかじめご了承ください。 続きまして、次第の2番、開会にあたりまして堀口座長よりごあいさつをお願いしたいと存じます。
堀口座長	本日はお暑い中ご出席いただきありがとうございます。事務局より見直し案の提出がございました。是非、忌憚のないご意見を頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (宮前課長補佐)	ありがとうございました。続きまして、議題に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。 (資料の確認) その他、2名の委員さんから新規事業について、ご提案頂きましたので、参考1，参考2，参考3として配布させていただきました。以上となります。不足等ございましたら、お申し付け下さい。 よろしいでしょうか。 それでは、次第の3の議題に入ります。本庄市高齢者福祉事業検討協議会設置要綱第5条第2項の規定に従い、この後の進行は、座長にお願い致します。
堀口座長	改めまして、委員の皆様方には、ご多忙中のところ第2回本庄市高齢者福祉事業検討協議会にご出席頂き、誠にありがとうございます。議事の進行につきまして皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、議題(1)各事業の実施内容の見直し(案)について、16事業ございますので、3つに分けてご意見を頂きたいと思います。まずは、①1. 要介護高齢者介護手当支給事業～5. 緊急通報シ

	システム事業の５つの事業について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (覚方主査)	資料１・資料２に基づき説明
堀口座長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願い致します。
熊澤委員	１．要介護高齢者手当について、介護保険の要介護４・５には４０歳以上の方が該当すると思うが、見直し案で６５歳以上とする理由を知りたい。また、介護認定を受けて、再判定で３などの非該当になることはあるが、該当の期間は、状態が１年以上続いている場合と条件を設けずに支給してもいいのではないか。 ２．要介護者紙おむつサービス事業は対象者が４０歳以上となっているが、１．要介護高齢者手当の対象者と整合性が取れているか。 ３．要介護高齢者訪問理美容サービスも対象者を６５歳以上に引き上げている。また、対象者を要介護４・５としているが、要介護４・５でない方も必要としているかは検討したのか。 ５．緊急通報システム事業について、対象としているのが、身体上慢性的な疾患等によるものとしているが理由があるのか、また、システムの費用についてどのくらいかかっているか知りたい。
堀口座長	事務局お願いいたします。
事務局 (宮前課長補佐)	高齢者福祉課としては、高齢者福祉事業の対象年齢を基本６５歳以上として整理を行いたいと考えております。 要件として、状態が１年以上続いている事を追加した理由は、新規の介護認定の期限は原則６ヶ月とされておりますが、状況に応じて最長１２ヶ月まで設定出来るとされていることから、経過を見る期間を設けることも必要ではないかと考えました。 また、紙おむつサービスとの整合性との事ですが、先ほども申し上げましたが、高齢者福祉課として行う高齢者福祉事業の対象年齢は、基本６５歳以上として整理を行いたいと考えております。 ただし、要介護者紙おむつサービスについては、介護保険制度が出来た時に、４０歳以上の第２号被保険者を対象とした経緯があります。 この事業は、本人及びご家族の経済的負担の軽減を目的としているため、年齢を引き上げることは出来ないのではないかと判断いたしました。 ３．要介護高齢者訪問理美容サービス事業について、要介護４・５以外の方も必要とする方がいるのではないかと、というご質問についてお

	答え致します。 今回事業の見直しを図るため、高齢者福祉事業の中に60歳以上と65歳以上という表現がございましたので、経緯等について整理致しました。 60歳以上としていた事業は、「要介護高齢者介護手当支給事業」「要介護高齢者訪問理美容サービス事業」「要介護高齢者ふとん乾燥等事業」の3事業でした。過去を遡りますと、この3事業と要介護者紙おむつサービス事業は、前身が寝たきりの方を対象とした事業から始まった事が分かりました。 このため、この4事業については、要介護4・5の方を対象としたと考えられます。在宅での介護は介護度に関わらず、大変なことでありと承知はしておりますが、すべての方を対象とすることは、難しいため、どこかで基準が必要となります。このため、過去の経緯を引き継ぎ、理美容サービスについては、要介護4・5の方を対象としたいと考えております。 5. 緊急通報システム事業について、身体的慢性的疾患という条件をつけている理由はとの事でしたが、全ての方を対象にすることは難しいため、基準を設けさせていただいております。 次に、緊急通報システムの利用料金についてお答え致します。現在の緊急通報システムは、使用機器である家庭用端末緊急通報装置本体1台と無線携帯型端末機（ペンダント型発信器）を貸与するという事業となっております。業務内容については、①機器の設置・移設・撤去、②機器の保守③緊急通報受信・相談業務④安否確認⑤利用者情報管理⑥実施状況の報告等を行うとしており、これらすべてに係る費用を含んだ一式の1か月あたりの単価契約を行っております。1ヶ月あたり、税抜き1,850円、税込み2,035円となっております。
事務局 (内田課長)	年齢について補足いたしますと、高齢者福祉事業の対象年齢を、基本65歳以上として整理を行いたいと考えております。事業によっては、60歳以上や65歳以上等ございましたので、統一をした方がいいのではないのかと考え、65歳以上という形で提案致しました。また、紙おむつサービス事業につきましては、他の事業と明らかに対象年齢が違いますので、これは先ほど説明致しました過去の経緯を含めて考慮し、現行のままとさせていただきました。
堀口座長	他に、ご意見はございませんか。
柿沼委員	1. 要介護高齢者介護手当支給事業について、非該当になる3名について継続出来るよう、調整を図るとの事ですが経過措置を設けるとい

	うことだと思いますが、詳しく説明をお願いします。これから申請する可能性がある方で、60歳で該当しなくなる方を把握しているのかどうか、教えていただきたい。 3. 要介護高齢者訪問理美容サービス事業も同様だと思うので、同様にお答え願います。
事務局 (宮前課長補佐)	非該当になる3名につきましては、経過措置を設けたいと考えております。これから60歳になる方の人数については把握しておりません。 3. 要介護高齢者訪問理美容サービスにつきましては、来年度65歳になる方が1名おります。また、今年度65歳未満の方の申請があった場合は、その方につきましても65歳になるまで経過措置を設けたいと考えております。
中山委員	2. 要介護者紙おむつサービス事業については、入院や施設入所の際にはサービスはどうなるのか。 5. 緊急通報システム事業の見直し案の中の費用負担について、①のケースとして、市民税均等割課税世帯があるかと思うが、それはどう考えるのか。
事務局 (宮前課長補佐)	2. 要介護者紙おむつサービス事業につきましては、現在も入院や入所をした際には支給停止になる旨を申請時に説明させていただき、廃止届の提出をお願いしております。 5. 緊急通報システム事業の均等割課税世帯につきましては、整理が出来ておりませんでしたので、改めて整理させていただきます。
堀口座長	よろしいでしょうか。
事務局 (覚方主査)	現行では、均等割課税世帯につきましては、非課税世帯と同様に費用負担がございません。整理をさせていただきまして、次回改めてお示しさせていただきます。
堀口座長	①の方で市民税非課税世帯、市民税均等割課税世帯の方はシステム機器利用料無料という表現になるという事ですか。
事務局 (覚方主査)	はい。そちらの方向で整理をしたいと思います。
堀口座長	中山委員よろしいでしょうか。
中山委員	高齢者福祉事業として整理をしていきたいと事務局から説明がございました。合併をした後、平成19年に介護保険法の大きな改正がございました。当時、全体的に見直しを行った時は、包括支援センターが出来た時で、介護保険の組織の中で、一緒に高齢者福祉の関係を行

	っておりましたので、整理をしていた時期がございました。例えば、介護手当について要介護４・５になった際に、介護保険の６５歳で線を引くのではなくて、特定疾病で要介護４・５になった方を老人介護という観点から６５歳ではなく、６０歳以上としたのではないかと思います。 個人的な意見になってしまいが、６５歳以上と引き上げた時に、同じ要介護４・５の６０歳から６４歳の方を在宅で介護をしているのに手当がもらえないのは、可哀想な気がします。 高齢者福祉事業という、確かに６５歳となるのかと思います。在宅で介護をしている方は、在宅ではない方より費用は掛からないかもしれませんが、なんとなく可哀想な気がします。
堀口座長	事務局お願いいたします。
事務局 (宮前課長補佐)	今回頂いたご意見について、検討させていただき、第３回の際に提示させていただきたいと思います。
堀口座長	よろしいでしょうか。他にございますか。
堀口座長	緊急通報システムについて、協力員を原則２名という事ですが、現状いない方もいるのか。また、システムの本体のボタンを押すとオペレーターと話が出来るという事でよろしいですか。ペンダントは押せるだけで、オペレーターと繋がるものではないとの事ですが、使い方を教えてください。
事務局 (覚方主査)	緊急通報システムについては、利用対象者が単身世帯となっておりますので、ひとり暮らしの方になります。近くに親族がいらっしゃる方もいれば、そうでない方もいます。現状では、協力員がいらっしゃる方もおります。利用者が長期入院などされた時に、状況が把握出来ない状況になってしまいますので、今後については原則２名の協力員を設定させていただきたいと考えております。 ペンダントの使い方ですが、利用出来るのは自宅内のみとなっております。ボタンを押してオペレーターとシステムを繋ぐことは出来ますが、ペンダントに向かってオペレーターと話をする事は出来ません。 間違えて押してしまって、オペレーターに繋がった際に、誤報である事を伝えられない場合、オペレーターは緊急時と判断し救急車の要請を行います。ペンダントは押すだけになります。
堀口座長	ペンダントを押し、オペレーターに繋がった時に利用者から反応がない場合には、救急要請を行うということですね。救急要請をする前

	に、協力員の方が様子を見に来るということではないんですね。
事務局 (覚方主査)	ボタンが押されて、オペレーターからの何らかの反応に対応出来ない場合には救急車の要請を行います。 要請後に、ご親族や協力員の方には、オペレーターから状況説明の連絡が入ります。その際に、利用者宅へ様子を見に行っていたり、救急車の誘導などお願いする場合があります。
大塚委員	ひとり暮らしの安否確認については、他にも制度があると思いますが、市ではどんな事業があるか把握してますか。
事務局 (覚方主査)	高齢者福祉課の中では、緊急通報システム事業のみだと認識しています。
大塚委員	課だけでなく、市全体でどのくらいあるか聞きたい。私は単身高齢者の連絡員になっている。それは、この事業とは関係なく、自治会から依頼されている。
事務局 (覚方主査)	地域福祉課で行っている避難行動要支援者名簿の連絡員の事かと思います。
齊藤委員	避難行動か社会福祉協議会の高齢者世帯等安否確認事業の見守りの件かと思います。社会福祉協議会では、身内の方をお願いしていると思います。どうしてもいらない場合は、ケアマネージャーの方をお願いする事があると思います。
大塚委員	どこが主体となって、協力員に依頼をするのか。
事務局 (宮前課長補佐)	申請があった際に、申請者に協力員になっていただける方を確認し登録をさせていただきます。
大塚委員	本人からという事ですね。
堀口座長	他にございますか。ただ今、1番の要介護高齢者介護手当支給事業から5番の緊急通報システム事業について、皆様からご意見をいただきましたが、他にご意見はございませんか。 無いようですので、次に②6.徘徊高齢者探知事業～10.高齢者生活支援短期入所事業の5つの事業について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (覚方主査)	資料1・資料3に基づき説明
堀口座長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願い致します。
柿沼委員	直接事業内容に関わることはありませんが、高齢者の徘徊についてお話しさせていただきます。2・3ヶ月前に、近所でご自宅が分からなく

	なってしまった高齢者と遭遇しました。家が近くだということなので、一緒に探したのですが、家が分かりませんでした。一緒に交番に行き、警察の方にお願ひしました。 後日、警察から無事にご自宅に帰られたとの連絡をいただきましたが、普段は日中お一人で自宅で過ごしている方です。徘徊といっても、色々な状態の方がいらっしゃいます。その方の状態に応じた事業を行うことが必要だと感じましたので、お話しさせていただきました。
堀口座長	柿沼委員のご意見について、事務局何かございますか。
事務局 (内田課長)	認知症に関する事業もありますが、まだまだ周知が足りていない状況もございます。地域包括支援センターも相談等を行っておりますので、必要な方につなげていけるように周知を行っていきたいと思います。
堀口座長	ありがとうございました。他にございますか。
中山委員	6. 徘徊高齢者探知事業ですが、現行では年齢について65歳以上と明記してありますが、見直し案の方には年齢について明記されていません。若年性認知症などの方も対象になるという事でよろしいですか。 9. 家族介護慰労金支給事業についてですが、介護をしている方に手当を支給するものだと思いますが、この他に、以前、社会福祉協議会に委託をして介護をされている家族を慰労する事業を行っていた記憶があります。現在も行っているとすれば、今回の見直し事業に入ってくるのかどうか確認をしたい。
事務局 (宮前課長補佐)	徘徊高齢者探知事業の対象年齢につきましては、現行でも65歳以下の方でも申請する事は可能となっております。現行の表現では分かりにくいという事から、若年性認知症の方も含めて利用していただくために、年齢につきましては削除させていただきました。 介護者の慰労事業についてですが、現在は介護者リフレッシュ事業として継続して実施しております。こちらは、介護保険特別会計で行っている事業であり、今回の見直しには入りませんが、昨年から直営で行っており、今後も続けて参りたいと考えております。
堀口座長	中山委員よろしいでしょうか。
宮里委員	7. 徘徊高齢者等見守り事業ですが、認知症サポーター養成講座や見守りの模擬体験などの開催時に、参加されてる方に周知していただけると、サポーターが沢山おりますので広がっていいと思います。
堀口座長	事務局お願いいたします。
事務局	宮里委員よりご提案がございました、周知の方法についてご回答致

(覚方主査)	します。今年度実施予定のオレンジウィーク等でポスターとリーフレットを設置し、周知を図りたいと考えております。
宮里委員	資料等だけでなく、実際に体験する機会を設けていただきたいと思います。
堀口座長	よろしいでしょうか。他にございますか。
熊澤委員	6. 徘徊高齢者探知事業についてです。見直し案の対象者について、認知症による徘徊行動が見られる以下のいずれかに該当する方と、すでに認知症という表現を使っているのに、いずれかに該当する項目に医師により認知症と診断された方、としている部分はもう少し文章を整理した方がいいのではないかと思います。
事務局 (宮前課長補佐)	ご指摘いただきました内容につきまして、重複している部分がございますので、改めて整理させていただきたいと思います。
堀口座長	他にございますか。 私から7. 徘徊高齢者等見守り事業についてご質問致します。学生を中心に認知症の方への対応方法等を含め、事業について周知を図るとの事ですが、講習等をどのように行っていくのか教えていただきたい。
事務局 (覚方主査)	徘徊高齢者を実際に発見した際の対処方法などの体験講座等を実施していきたいと考えます。
事務局 (宮前課長補佐)	認知症サポーター養成講座等と協力し、講習等を行いたいと考えておりますが、現在のところ調整は出来ておりません。実際に発見した際の対処方法などについても、一緒に出来たらと考えております。
堀口座長	講習に来てくださいでは、難しいと思います。学校に出向く事がいいのかなと思います。
堀口座長	他にございますか。 無いようですので、③11. 要介護高齢者ふとん乾燥等事業～16. 外国人高齢者福祉手当支給事業について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (覚方主査)	資料1に基づき説明。
事務局 (宮前課長補佐)	資料に基づき補足説明。
堀口座長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願い致します。
大塚委員	14. 敬老助成事業は今年度で廃止を行い、15. 敬老お祝い品引き換え事業については14番の廃止に伴い新設したいとの事でよろしい

	か。
事務局 (宮前課長補佐)	14. 敬老助成事業は新型コロナの関係で中止しており、代わりに15. 敬老お祝い品引き換え事業を、令和2年度から行っております。
大塚委員	予算計上をしていないと言うことは、その時点で事業を廃止しているという事ですよね。
事務局 (宮前課長補佐)	敬老助成事業としては予算計上をせず、敬老お祝い品引き換え事業として計上させていただいております。
事務局 (内田課長)	要綱として廃止しないと、事業廃止した事にはなりません。方向性ははっきりと決まっていなかった事から、残したままとなっております。14. 敬老助成事業から15. 敬老お祝い品引き換え事業へ移行していきたいとの方向性が出ましたので、14. 敬老助成事業につきましては要綱の廃止と共に事業廃止をしたいと考えております。
堀口座長	よろしいでしょうか。
大塚委員	予算的人為的に難しい様であれば、仕方が無いのですが、敬老助成事業につきましては、強制ではなく、やりたい自治会があれば敬老会に助成金を継続していただきたい。
柿沼委員	自治会に自由度を持たせるということですよね。
大塚委員	元々はそうでした。私もコロナ前には、10年敬老会に参加していました。市がまとめてやるのではなく、自治会行うのであれば参加者も近くていいし、外に出て近所の人と顔を見て話ができることはいい事だと思うので、残せてもらえたらと思います。 15. 敬老お祝い品引き換え事業については、毎年欲しいものがない。お店まで取りに行けないという意見がある。自分で取りに行ける人は、自治会の敬老会にも参加できる人だと思う。8割の人が商品と交換しているとの事です。これは、行政として沢山の人の物を配ったという自己満足に過ぎない。それなら、物をもらうよりも少ない機会でも外に出て近所の人達とコミュニケーションを図る機会を持てた方がいいのではないかと思う。
事務局 (内田課長)	敬老助成事業につきましては、新型コロナの関係で、祝い品引き換え事業として令和2年度から行っております。今後につきましても引き続き継続していきたいと考えております。いただいたご意見につきましては、ご意見として承らせていただきます。
堀口座長	よろしいでしょうか。他にございますか。
荒井委員	13. 敬老祝い金給付事業ですが、従来のままだと令和5年度と令和6年度で537万円くらい増えているので、見直し案の様に改正する

	のはいいと思います。 疑問に思うのが、９９歳と１００歳のたった１年で２万円から３万円になって１万円も増えるのはどうなのか。１００歳のお祝いを出しているのは、加須市や鴻巣市くらいしかない。９９歳を９５歳にするなどでもよいと思います。
堀口座長	９９歳と１００歳が近いので、９９歳を９５歳くらいに変えると、間も空いてよいのではないかというご意見かと思います。
荒井委員	変える訳にもいかないかと思いますが、先駆けて本庄市が変えると、先進的な事例としてうけるという感覚もあります。
事務局 (宮前課長補佐)	ご意見を参考に、再度検討させていただきます。
堀口座長	よろしいでしょうか。
柿沼委員	１３．敬老祝い金給付事業についてです。私が高齢者福祉事業検討協議会委員になって、敬老祝い金について見直しの対象になっていると分かった時に、自分が見直しを認めさせられるために委員になってしまったのかと思いました。本庄市は早い段階から、給付内容を削減する案が議会に提出されましたが、否決され今まで来た経緯があります。前回の協議会では、他の市町と比べて、本庄市は内容がいいので素晴らしいと感じていました。 ところが、７７歳を削るという案が出されて、８８歳にならないともらえない。今まで、平均寿命を超えなくても感謝の気持ちを込めて給付してきたのだと思います。１万円が欲しい訳ではないですが、私も今年７１歳になります。７７歳になっても８８歳まで生きないと何も頂けないのか、とも思いました。私は、他市と比べて本庄市も合わせて変えていく必要はないと思います。荒井委員も折衷案など考えていただきましたが、自治体の役割は、福祉の向上であると思っております。これでは、この協議会を開いてどれだけ削ったかという事が見直しの狙いなのかと感じてしまいます。 そうすることが本当に必要なのか、順番的には、どこに市のお金を使っていくのかを考え、そこから敬老祝い金についてどうするのかを考える必要があると思います。寿命が延びて高齢化が進み、お金がかかるから年齢を引き上げるというのは、私は強く反対している事を申し上げます。
堀口座長	ただ今のご意見について、事務局お願いいたします。
事務局	ご意見として受けさせていただき、再検討させていただきます。

(内田課長)	
堀口座長	よろしいでしょうか。
中山委員	1 1. 要介護高齢者ふとん乾燥等事業についてですが、対象要介護高齢者は、世帯全員が市県民税非課税世帯で、かつ、次の2つの条件に該当する方という事でよろしいでしょうか。 該当する方は高齢者福祉の衛生管理上の観点から、この事業を実施するのだと思うのですが、非課税世帯が対象者だとすると一部負担を設けるのは酷ではないかというのが私の意見です。 1 2. 高齢者住宅整備資金融資事業については、一番初めに始まった貸付事業が終わって、介護まではいかなくても住宅改修をしたいという事に対してお金を貸すという制度がなかったことから始まった融資の事業だと思います。当時は要支援という制度がなかった時代です。現在は要支援状態になった時点で介護保険の住宅改修の制度が利用出来ますので、私はこの制度を廃止していくという事は賛成です。 1 3. 敬老祝い金給付事業につきましては、色々ご意見があると思います。敬老事業の一つの中で、敬老を敬うという趣旨からすると、高齢者という捉え方をどこに基準を持って行くのかだと思います。基準を平均寿命に持って行くことはよいのではないかと個人的には思います。 1 0 0歳の方に3万円を給付するとなっていますが、市は1 0 0歳の方に賞状と記念品を贈呈している事業をしていると思います。その事業と整合性を図らなければいけないのではないかと思います。
堀口座長	ただ今のご意見について、事務局お願い致します。
事務局 (宮前課長補佐)	1 1. 要介護高齢者ふとん乾燥等事業についてですが、対象要介護高齢者につきまして、分かりにくい箇所もございますので、サービス内容も含めて再検討させていただきます。 1 2. 高齢者住宅整備資金融資事業につきましては、ご意見を参考にさせていただきます。 1 3. 敬老祝い金給付事業につきまして、1 0 0歳のお祝い事業についてご指摘がございました。秘書課で行っている事業だと思いますので、確認して調整を行いたいと思います。
堀口座長	よろしいでしょうか。他にございますか。
熊澤委員	1 1. 要介護高齢者ふとん乾燥等事業につきまして、対象要介護高齢者の説明で、寝具の衛生管理が困難な7 5歳以上の高齢者世帯だと基準が不明確なので分かりやすい文面にした方がいいと思う。

	１４．敬老助成事業と１５．敬老お祝い品引き換え事業について大塚委員からご意見が出ましたが、私も意見をうかがい、人と人とが何かしらの地域活動が出来た方が、より望ましいと思いますので、ご検討いただければと思います。 １３．敬老祝い金給付事業につきましては、色々な意見がありますが、私は平均寿命を基準にして検討してもいいのではないかと考えています。敬老の日が制定された１９６６年の平均寿命は、男性６７歳、女性７２歳で、そこを基準に敬老の意としてお祝い金を贈呈しているのであれば、現在の平均寿命を基準に考えていいのではと思います。参考ですが、現在の平均寿命は男性８１歳、女性８７歳です。
堀口座長	ただ今のご意見について、事務局お願い致します。
事務局 (宮前課長補佐)	参考にさせていただきたいと思います。
柿沼委員	全体で、見直し案になると、どのくらい費用の削減になりますか？金額を教えてください。
事務局 (内田課長)	全体額を出していないので、想定額になりますが次回提出させていただきます。
堀口座長	他にございますか。無いようでしたら私からよろしいですか。 一番身近な、１３．敬老祝い金給付事業、１５．敬老お祝い品引き換え事業について、本庄地域・児玉地域の男女１５名に意見を伺いました。敬老事業として考えると、この見直し案は、まあ妥当かなとは思いますが、市全体の事業として考えた時に、どうなのかと思いました。その結果、１３．１５の事業については廃止の方向でいいのではないかという意見になりました。祝い金については、１００歳を残して他市の様に花束とギフト券の贈呈でいいのではないかという意見になりました。 もらえる物はもらいたいという方もいらっしゃいましたが、本庄市が今どんな状況なのか説明させていただいたところ、最終的には廃止でもいいのではないかという方向になりましたので申し上げたいと思います。
堀口座長	事務局お願い致します。
事務局 (宮前課長補佐)	参考にさせていただきたいと思います。
堀口座長	他にございますか。 無いようですので、次に（２）提案事業についてご提案された委員よ

	り、ご説明をお願いしてもよろしいでしょうか。
宮里委員	参考１・参考２に基づき説明
堀口座長	ありがとうございました。続いて、柿沼委員お願いいたします。
柿沼委員	参考３に基づき説明
堀口座長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願い致します。
熊澤委員	参考１の認知症の件で、要介護３の方を支給対象者に追加して欲しいという意見はよく理解が出来ます。認知症の方で歩行が出来る事で、ご家族の方が大変な思いをしているという事です。そうすると、この事業の考え方そのものが、今までの事業とは少し違った形で考えていかないとこの案が盛り込まれないと思います。宮里委員さんが出していただいた案を、事務局が検討して頂かないといけないのかなと感じました。
宮里委員	認知症サポートの会に介護をされる方が参加されて、声に出せてお話が出来たのが良かったとおっしゃっていました。やはりストレスを抱えているのは良くないと感じます。お話を伺うと、要介護２・３の状態が一番大変だと感じますし、私自身も介護を経験しており、そう感じておりましたので、今回提案させていただきました。
堀口座長	ありがとうございました。事務局から何かございますか。
事務局 (宮前課長補佐)	ご提案ありがとうございました。皆様のご提案を参考にさせていただきます。
堀口座長	他に、ご意見はございませんか。 無い様ですので、これで本日の議題につきましては終了させていただきます。 それでは、進行を事務局にお返しいたします。議事進行へのご協力と熱心なご発言に感謝申し上げます。
事務局 (宮前課長補佐)	ありがとうございました。次に次第４のその他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。 無い様ですので、事務局より２点、ご報告させていただきます。 まずは、本日お配り致しました。第１回高齢者福祉事業検討協議会会議録について、ご説明させていただきます。 この会議録につきましては、皆様にご確認頂きまして、修正等ございましたら、８月２３日（金）までに事務局までご連絡を頂ければと思います。 確認終了後、市のホームページに掲載させていただきます。

	次に、次回協議会の日程等につきまして、ご案内させていただきます。 今回は、令和6年10月4日（金）13時30分より旧本庄商業銀行煉瓦倉庫、2階多目的ホールで開催致します。 内容は、本日皆様から頂いたご意見をもとに、各事業の方向性について、検討させていただき、案を作成致しますので、ご意見を頂ければと考えております。 他に何かございますでしょうか。
中山委員	事業の方向性の案は事前にいただけるのでしょうか。
事務局 (内田課長)	今回の見直し案を修正したものを作成したいと考えております。今回と同様に1週間前にはお届け出来ればと思います。
熊澤委員	本日頂いた参考1・2・3の提案事項については、今回の事業の見直しの中では、どのようにされるのかお聞きしたい。見直しの中には入れる事は出来ないから、他にという事になるのでしょうかどう理解したらいいですか。
事務局 (内田課長)	先ほど検討させていただくと申し上げましたが、提案頂いた内容を確認させて頂いた上で、次回の協議会で市の考え方をお示しさせていただきたいと思います。
事務局 (山田部長)	今回の協議会で行う議論のテーマについてお話し致します。 まず、事業対象者の年齢についてです。中山委員さんからこれまでの経緯等の説明もございましたが、本庄市は、長寿いきがい課の中で高齢者福祉も一緒にやっていたという経緯がございます。介護保険制度が出来た時に、それ以前より実施していた対象者の年齢について、見直しを図る必要があったものについても現在まで継続してきた部分がございます。 また、現在、本庄市では、介護保険課と高齢者福祉課と分かれております。大きく分けると特別会計を使った介護保険課と一般会計を使った高齢者福祉課とで分けられたのですが、今回は一般会計を使った高齢者福祉の事業の見直しをお願いしております。 対象者の考え方としては、介護保険の対象とならない方も対象として考えることが出来るでしょうし、一般会計の事業として、時代にそぐわない内容もあるかと思えます。そういった視点で見直しの議論が進んでいけばいいなと感じました。
事務局 (宮前課長補佐)	他に何かございますか
堀口委員	次回出てきた修正案がこの協議会の最終案になるのですか。

事務局 (内田課長)	次回の修正案についてもご意見も出るかと思います。その場合には、最後の４回目で意見をまとめ、方向性が出たものを作成したいと考えております。
堀口委員	答申ではなく、協議会ではこういった意見が出ました、というものを４回目で作成されるという事でよろしいですか。
事務局 (内田課長)	私的諮問機関はご意見を伺う機関ですので、審議会とは異なりますのでご理解いただければと思います。
堀口委員	分かりました。
事務局 (宮前課長補佐)	よろしいでしょうか。 これで本日の日程は終了となります。最後に閉会のあいさつを大塚座長代理よりお願いしたいと思います。
大塚委員	本日はお忙しい中、熱心なご意見をいただきありがとうございます。ありがとうございました。
事務局 (宮前課長補佐)	どうもありがとうございました。本日は、大変お疲れさまでございました。